

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（地引き網）
発生日時	平成30年6月3日 10時30分ごろ
発生場所	神奈川県藤沢市片瀬海岸西浜南方沖 江ノ島灯台から真方位328° 1,380m付近 （概位 北緯35° 18.4′ 東経139° 28.4′）
事故の概要	警備艇はやかぜは、西進中、地引き網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年6月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	警備艇 はやかぜ、10トン
船舶番号、船舶所有者等	290-64317 神奈川、内閣府
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部センターキールに擦過傷 地引き網 網の欠損及びロープの切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、横浜水上警察署の警備艇で、船長ほか乗組員1人が乗り組み、警戒警ら活動に従事する目的で、船長が操船し、乗組員が左舷側助手席で見張りを行い、約6ノットの対地速力で片瀬海岸西浜沖に向けて北進した。</p> <p>本船は、船長が、片瀬海岸西浜の南方沖500m付近に近づいた際、船首方に複数の白ブイと地引き網の目印となるオレンジ色のブイ2個を視認し、地引き網の場合、3個のオレンジ色のブイが標識として付いていることを知っていたが、他の1個のオレンジ色のブイに気付かず、オレンジ色のブイ2個を避ける目的で、海岸線と平行になるように左転して西進し、神奈川県茅ヶ崎市沖を經由して神奈川県湘南港に入港した。</p> <p>地引き網の現場責任者は、片瀬海岸西浜で地引き網設置後、地引き網に接近した本船が急に進路変更したのを見て不審に感じ、地引き網を引き上げたところ、同網が破れていたため、横浜水上警察署に通報した。</p> <p>船長は、船底を調査したところ、両舷推進器に網が巻き付き、船底の船首側センターキールに擦過傷を認め、地引き網に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.80m、船尾約0.65mであった。</p>
分析	本船は、片瀬海岸西浜沖を北進中、船長が、地引き網の目印である

	<p>オレンジ色のブイ2個を視認した際、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、他の1個のオレンジ色のブイに気付かず、視認したオレンジ色のブイ2個を避けようとして左転し、地引き網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、片瀬海岸西浜沖を北進中、船長が、地引き網の目印であるオレンジ色のブイ2個を視認した際、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、他の1個のオレンジ色のブイに気付かず、視認したオレンジ色のブイ2個を避けようとして左転し、地引き網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸付近を航行する際は、常時、周囲の適切な見張りを行い、漁具の標識等の早期発見に努めるとともに、できる限り地引き網等が実施される海域から離れて航行すること。